

養子縁組あっせん事業に係る現在の取組状況について

資料5

養子縁組あっせん事業者の事業運営の透明化・適正化に向けた取組

(1) 養子縁組あっせん事業者に対する調査・公表の見直し

現在、都道府県等において調査依頼中

- ・ 都道府県等の調査が円滑に行われるよう、調査様式等を見直し。
- ・ 調査結果を基に事業者の支援内容や支援体制、実費の目安など実親や養親希望者の事業者選択等に必要な情報を公表予定。

(2) 養子縁組あっせん事業者に対する指導に係る通知(第2種社会福祉事業の指導基準)の見直し

【主な改正事項(案)】

現在、パブリックコメントを実施中
(別添資料参照)

① 事業運営の透明性の確保に係る事項

- ・ 外形的に営利目的が疑われるような事業運営(関連会社の役員の兼任等)を禁止。
- ・ 養親希望者等から金品を徴収する際のルールを明確化。(実費の積算、負担金、寄付・会費の受取り等のルールを明確化 等)
- ・ 負担金の積算方法や金額の目安等の情報開示の徹底を必須化。

② 児童、実親、養親への支援の適切性の担保に係る事項

- ・ 事業者が実親に対し、養子縁組の同意を強制したり、同意の撤回を妨害することを禁止。
- ・ あっせん記録の保管を必須化。
- ・ 支援内容や必要な費用等の公表を必須化。
- ・ 事業者が作成する業務方法書に児童、実親、養親への支援方法を記載することを必須化。
- ・ 事業者が事業を廃止した後、あっせんに係る文書やあっせん終了後の支援を都道府県等へ引き継ぐことを明確化。

養子縁組あっせん事業者の支援の質の向上に向けた取組

(3) 養子縁組あっせんに係る調査研究の実施(厚生労働科学研究)

平成26年度から実施予定

- ・ (国際養子縁組も含め、)あっせん技法や児童や実親、養親に対する支援方法等について専門的観点から調査分析し、適切な手法を検討。
- ・ 国外の養子縁組に係る制度について調査、整理。
- ・ 児童相談所におけるあっせんの実態(民間事業者との連携を含む。)を調査・分析し、あり方について検討。

○ 民間事業者の養子縁組あっせん事業とは

民間事業者が行う養子縁組あっせん事業は、18歳未満の自己の子を他の者の養子とすることを希望する者及び養子の養育を希望する者の相談に応じ、その両者の間にあって、連絡、紹介等養子縁組の成立のために必要な媒介的活動を反復継続して行う行為をいう。

※ 民間事業者による養子縁組成立数 平成23年度136人(15事業者の計)(家庭福祉課調べ)

※ 民間事業者の外、児童相談所も養子縁組あっせんを実施。養子縁組による措置解除数 平成23年度303人(家庭福祉課調べ)

○ 営利目的でのあっせん禁止及び第2種社会福祉事業の届出

- ・ 営利を目的として養子縁組のあっせんを行う行為は、**児童福祉法**で禁止。

※ 違反した場合、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金。

- ・ 業として実施する場合は、**社会福祉法**の第2種社会福祉事業に当たり、都道府県知事等に届出が必要。

※ 都道府県知事等は、事業者に対する調査権限を持ち、必要な場合には事業の停止命令等を行うことができる、事業者がそれに従わない場合は罰則(6月以下の懲役、50万円以下の罰金)が科せられる。

○ 養子縁組あっせん事業に対する通知

■ 「養子縁組あっせん事業の指導について」

(昭和62年10月31日厚生省児童家庭局長通知、平成24年3月29日改正)

- ・ 事業の実施に当たり、交通、通信等に要する実費又はそれ以下の額を徴収することは差し支えない。
- ・ 社会福祉法人等の法人により行われることが望ましい。
- ・ 社会福祉士、児童福祉司となる資格のある者等の相談員を2名以上配置。
- ・ 児童の権利に関する条約により、出身国内において適切な方法で監護を受けることができない場合等に限り、国際的な養子縁組を考慮することが認められる。

■ 「養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者から受け取る金品に係る指導等について」

(平成18年8月28日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知、平成24年3月29日改正)

- ・ 「実費又はそれ以下の額」以外の金品は、いかなる名称であっても受領できないこと、
- ・ 寄付金は任意のものに限られ、養子縁組手続完了前の寄付金の受領及び約束をしないこと、など

(参考2)
 ※平成24年度 公表資料
 【事業者ごと・成立ケースのみ】

平成23年度に届け出のあった養子縁組あっせん事業者に関する金品の受領の状況

	所在地	事業者名	成立件数	実費等の受領の有無(受領あり;○、受領なし;×)		
				実費	会費	寄附金
1	茨城県	アクロスジャパン	14	○	×	×
2	埼玉県	鮫島 浩二	2	○	×	×
3	埼玉県	大羽賀 秀夫	32	○	×	○
4	千葉県	赤ちゃんの命を守る会	4	○	×	○
5	東京都	特定非営利活動法人環の会	13	○	○	○
6	東京都	インターナショナルファミリーサービス	0	×	×	×
7	東京都	社会福祉法人日本国際社会事業団	12	○	×	×
8	東京都	宗教法人末日聖徒イエス・キリスト教会	0	×	×	×
9	東京都	NPOベビーライフ	13	○	×	○
10	仙台市	ジャパンアライヴアダプション	2	○	×	×
11	静岡市	宗教法人世界青年宣教会 愛の決心	8	○	×	×
12	名古屋市	NPOBabyぽけっと	4	○	×	○
13	大阪市	社団法人家庭養護促進協会 大阪事務所	9	○	○	○
14	神戸市	社団法人家庭養護促進協会 神戸事務所	5	×	○	×
15	岡山市	岡山県ベビー救済協会	18	○	×	○
成立件数の合計、受け取った金品の額の平均			136	平均：453千円 (0～2,059千円)	平均：11千円 (0～45千円)	平均：468千円 (0～1,800千円)

(案)

養子縁組あっせん事業の指導について

養子縁組あっせん事業（18歳未満の自己の子を他の者の養子とすることを希望する者（以下「実親」という。）及び養子の養育を希望する者（以下「養親希望者」という。）の相談に応じ、その両者の間にあって、連絡、紹介その他養子縁組（特別養子縁組を含む。以下同じ。）の成立のために必要な媒介的活動（以下「養子縁組あっせん」という。）を反復継続して行う行為をいう。以下同じ。）の指導については、従来より、「養子縁組あっせん事業の指導について」（昭和62年10月31日児発第902号厚生省児童家庭局長通知。以下「旧局長通知」という。）により留意事項をお示ししているところであるが、今般、養子縁組あっせん事業を行う者（以下「事業者」という。）において更に事業運営の透明性の確保や支援の質の向上が図られるよう、事業者に指導する際に留意すべき事項を見直し、より適切な指導が行われるよう下記のとおり示すこととした。同事業を行う者に対して指導を行う場合には、下記の事項に留意し、同事業の適正かつ円滑な運営が図られるよう特段のご配慮を願いたい。

また、これに伴い、旧局長通知は廃止することとする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言に当たるものである。

記

第1 養子縁組あっせん事業の指導等の基本的な考え方

児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）においては、同条約第3条第1項において、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、（中略）児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」と規定されており、また、同条約第21条において、養子縁組の制度について「児童の最善の利益について最大の考慮が払われることを確保するもの」と規定されているところである。これらを踏まえ、「養子制度等の運用について」（平成14年9月5日雇児発第0905004号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「養子制度等運用通知」という。）においては、児童福祉における養子制度の意義について、「保護者のない児童又は家庭に恵まれない児童に温かい家庭を与え、かつその児童の養育に法的安定性を与えることにより、児童の健全な育成を図ることである。」と示したところであり、児童の養子縁組は、専ら児童の福祉の観点に立って行われなければならないものである。

児童の養子縁組のあっせんについては、まず、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条第1項第8号において、営利を目的として児童の養育をあっせんする

行為の禁止について規定されており、また、養子縁組あっせんを業として行う際には、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号において、「児童の福祉の増進について相談に応ずる事業」に該当し、第2種社会福祉事業としての規制に服することとされているところである。

養子縁組あっせん事業の調査・指導等の実施に当たっては、こうした制度趣旨や法規制を十分に踏まえ、個別の養子縁組あっせんの適切な実施を確保することはもちろんのこと、事業運営に係る透明性の確保や相談・支援の充実に向けた取組など、事業者における質の向上に向けた取組が積極的に図られるように指導することが必要である。

第2 養子縁組あっせんに係る指導の留意事項について

(1) 営利を目的として養子縁組あっせんを行うことは、児童福祉法第34条第1項第8号の規定により厳に禁止されるものであること。ただし、交通、通信等に要する実費又はそれ以下の額を徴収することは差し支えない。

(2) 児童の権利に関する条約第7条第1項では、児童は、「できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」と規定されており、児童の養子縁組あっせんを行うに当たっては、これを十分に尊重することが必要である。このため、養子縁組あっせんを行う者に対し次の事項について指導を行うこと。

① 養子縁組は、実親が自ら養育することの可能性や養子縁組を行うことによる当該児童の利益等について十分熟慮した上で決定されることが必要であること。

このため、養子縁組あっせんを行う者は、実親が養子縁組に関し意思決定を行う前に、実親に対して、その経済的な問題や子育ての問題を解決するための児童相談所や福祉事務所等からの公的な支援を受けながら自ら養育することができる可能性や、自ら養育しない場合に子の里親委託などの選択肢をとりうる可能性について説明を行うこと。また、これと並行して、養子縁組あっせんを行う者は、必要に応じて、児童相談所等の公的な支援機関に連絡をとるなど、当該実親及び児童に対し、養子縁組の意思決定後も適切な支援が提供されるようにするための措置を講ずること。その上で、実親が自らの子を他の者の養子とすることを希望する場合には、その意思を書面により確認すること。

また、実親が自ら育てる意思を固めた場合においては、養子縁組あっせんを行う者は親族の状況や収入等の養育環境を確認し、児童の安全や健全な育成の観点から支援が必要と認められる場合には、児童相談所や福祉事務所等の関係機関へ連絡するなどの必要な対応をとること。

② 養子縁組に係る実親の同意については、これまでの判例によれば、実親は、原則として養子縁組成立の審判が確定するまで養子縁組の同意を撤回することができることとされており、養子縁組あっせんを行う者は、実親の熟慮や養子縁組の同意の撤回を妨げる行為として次に掲げる行為をしてはならないものであること。

- ア 期限までに同意が無ければ養子縁組あっせんを行わないこととして実親に当該期限までに早急に同意するよう求めること
 - イ 実親に対し養子縁組の同意の撤回を禁止すること
 - ウ 実親が養子縁組の同意の撤回を困難にすることを目的として、同意の撤回にあたり追加の費用を求めたり、心理的な圧迫を加えたりすること
- ③ 児童が成長した後、当該児童であった者がその実親の情報や養子縁組あっせんに至った経緯などを問い合わせる場合が想定されるため、実親の情報や養子縁組あっせんに至った経緯などが分かる資料を永年保管すること。
- (3) 養親希望者が児童と同居を開始するに当たって、養子縁組あっせんを行う者が実親又は養親希望者に対して住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく児童の住民票の異動に係る届出の義務について説明するとともに、養親希望者に対して児童福祉法第30条第1項の規定に基づく同居児童の届出の義務についても説明し、これらの届出を行わせることを勧奨するよう指導すること。
- (4) 養子縁組あっせんを行うに当たっては、児童の権利に関する条約第21条（b）の規定により、児童は、出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合には、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することが認められるものであり、養子縁組あっせんを行う者はこれに従って養子縁組あっせん行為をするよう指導すること。

第3 社会福祉事業としての養子縁組あっせん事業の適正な運営に係る指導の留意事項について

- (1) 第1にあるように、養子縁組あっせん事業は、社会福祉法第2条第3項第2号に規定する「児童の福祉の増進について相談に応ずる事業」に該当するものである。したがって、事業者は、都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては市長。以下同じ。）に対し同法第69条第1項に定める第2種社会福祉事業に係る届出を行わなければならない、都道府県知事はこの旨指導を行うこと。
- (2) 社会福祉法第3条において、福祉サービスは、「利用者が心身ともにすこやかに育成され」るように「支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない」とされているところであり、事業者においては、サービスの質の向上に向けた不断の努力が求められるものであること。また、社会福祉法第75条第1項及び第76条には、事業に関する情報提供や利用契約の申込み時における契約内容及びその履行に関する説明の努力義務が定められているところであり、当該事業の運営に関しては透明性の確保が求められていることから、事業者に対し、支援内容や支援を受けるのに必要な費用等について公表するとともに、養親希望者等に対し真摯に説明をするよう指導を行うこと。
- (3) 養子縁組あっせん事業は、単に養親希望者へ児童をあっせんすることにとどまらず、実親への相談支援、児童や養親希望者に対する家庭調査、養子縁組あっせんにより新たに親子となった者に対する相談支援、成長した児童に対する養子縁

組あっせん後の相談支援等親子に係る一連の支援を行わなければならないものである。こうした養子縁組あっせん事業を適切に実施するため、社会福祉士、児童福祉法第13条第2項に定める児童福祉司となる資格を有する者、医師、保健師、助産師又は看護師である相談員を2名以上配置するよう指導すること。なお、そのうち1名は社会福祉士であることが望ましいこと。

- (4) 養子縁組あっせん事業の実施に当たっては、養子制度等運用通知を踏まえ、次に掲げる事項を記載した養子縁組あっせんの実施方法、体制等に関する業務方法書を作成し、これに基づき養子縁組あっせん事業を行うよう指導すること。なお、業務方法書に変更があった場合は、速やかに都道府県知事に当該変更点について報告するよう指導すること。

ア 養子縁組前の実親への相談支援

- (ア) 実親への相談支援の実施方法
- (イ) 実親の意思確認の実施方法
- (ウ) 児童の健康状況、家庭環境等の調査方法

イ 養親希望者への対応

- (ア) 養親希望者への相談支援の実施方法
- (イ) 養親希望者への研修方法
- (ウ) 養親希望者の経済状況、健康状況、家庭環境等の調査方法
- (エ) 海外在住の養親希望者に係る(ア)から(ウ)までの事項(海外在住の養親希望者への養子縁組あっせんを行う場合に限る。)

ウ 児童と養親希望者のマッチングの実施

- (ア) 児童と養親希望者とのマッチングに当たっての検討体制、検討項目
- (イ) 国内における監護の可能性についての検討体制、検討項目(海外在住の養親希望者への養子縁組あっせんを行う場合に限る。)

エ マッチング後から養子縁組成立までの相談支援の実施方法

- (ア) 養親希望者へ引き渡しまでの間の児童の一時的な養育の実施方法
- (イ) 定期的な面接指導その他養子縁組成立までの間の養親希望者及び児童に対する支援の実施
- (ウ) 地域の子育て情報の提供

オ 養子縁組成立後の対応

- (ア) 定期的な面接指導その他養子縁組成立後の親子に対する支援の実施
- (イ) 成長後の児童の出自に対する問い合わせに係る対応方法
- (ウ) 児童の出自に係る記録の保管方法

カ 養親希望者等から徴収する金品の取扱い

- (ア) 養親希望者等から徴収する金品の範囲、徴収方法、徴収金額の目安等
- (イ) 海外の事業者から受け取る金品(海外の養親希望者へ養子縁組あっせんを行う場合に限る。)

キ 養子縁組成立後の実親への相談支援

(ア) 実親への相談支援の実施方法

ク 個人情報保護その他適切な事業運営のために必要な事項

(5) 事業者に対して調査・指導を行う際には、次の事項について留意すること。

① 養子縁組あっせん事業について社会福祉法第69条第1項の届出が行われる際には、同項に規定する事項のほか、適正な養子縁組のあっせんを確保するため、同法第70条の規定に基づき、次の事項の報告を求めること。

ア 事業者（団体の場合はその役員）の住所、経歴及び資産状況

イ 建物その他の設備の状況

ウ 養子縁組あっせん事業の実務を行う者の氏名、経歴及び勤務形態

エ 業務方法書

オ 養子縁組あっせん事業の収支計画

② 養子縁組あっせん事業については、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（以下「社会福祉法人等」という。）により行われることが望ましく、当該事業を行う任意団体、個人等に対しては、社会福祉法人等として事業を行うよう指導すること。また、当該事業の経営に当たっては、児童福祉法第34条第1項第8号の規定に鑑み、営利目的が外形的に疑われるような事業運営（例えば、事業者の代表者等が当該事業に関連した営利法人を開設し、当該営利法人の役職員を兼務すること等）を事業者が行っている場合は、直ちに是正するよう指導すること。

③ 養子縁組あっせん事業の届出をした者は、社会福祉法第69条第2項の規定に基づき、届出事項に変更が生じたときはその旨を都道府県知事に届け出ることになっているが、そのほか、都道府県知事は養子縁組あっせん事業の届出をした者に対して、毎年、事業報告書、収支決算書及び業務方法書の提出を求め、事業内容の把握に努めること。

(6) 養子縁組あっせん事業を行う社会福祉法人の認可については、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障発第890号・社援発第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）等に定める事項のほか、少なくとも次の事項に適合するものであることを確認すること。

ア 職員

社会福祉士又は児童福祉法第13条第2項に定める児童福祉司となる資格を有する専任ケースワーカーを2名以上置いていること。

イ 事業

第3(4)に定める養子縁組あっせんの方法に関する業務方法書を作成し、これに基づき養子縁組あっせん事業を行っていること。

ウ 定款の内容

(ア) 養子縁組あっせん事業を行うことが分かるよう明記されていること。

(イ) 業務方法書を作成又は変更する際に都道府県知事の承認を得ることが明記されていること。

(7) 養子縁組成立後の養親及び児童に対する相談支援を適切に実施するため、事業者に対し、第2(2)③に定める記録の保管を行うよう指導を行うほか、養子縁組あっせん事業を廃止する際には、養子縁組あっせんを行ったケースに係る文書を管轄の都道府県(指定都市及び中核市を含む。以下同じ。)に引き継ぐよう指導すること。

また、事業者が養子縁組あっせん事業を廃止する場合については、当該事業者を管轄する都道府県において、当該事業者が実施した養子縁組あっせんに係る文書を引き継ぎ、養親又は児童からの相談支援等が適切にできるよう必要な体制を整備すること。

第4 調査・指導の方法等について

- (1) 第3の(5)①又は③による報告等により、適正な養子縁組あっせんが行われていない疑いがある場合には、立入検査を行うなどさらに必要な調査を行うこと。
この調査により、適正な養子縁組あっせんが行われていないと判断される場合においては、改善すべき点を具体的に指摘して指導すること。
- (2) 事業者が社会福祉法第69条第2項の規定に違反して変更を届け出ず、同法第70条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは適正な養子縁組あっせんを行わず不当な行為をしたときは、都道府県知事は、同法第72条第1項の規定に基づき、当該事業を営営することを制限し、又はその停止を命ずることができるものであること。
- (3) 事業者が社会福祉法第69条第1項の規定に違反して開始を届け出ず、その事業に関し不当に営利を図り、若しくは適正な養子縁組あっせんを行わず不当な行為をしたときは、都道府県知事は、同法第72条第3項の規定に基づき、当該事業を営営することを制限し、又はその停止を命ずることができるものであること。

(案)

養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者等から受け取る
金品に係る指導等について

養子縁組あっせん事業（18歳未満の自己の子を他の者の養子とすることを希望する者（以下「実親」という。）及び養子の養育を希望する者（以下「養親希望者」という。）の相談に応じ、その両者の間にあって、連絡、紹介その他養子縁組（特別養子縁組を含む。以下同じ。）の成立のために必要な媒介的活動（以下「養子縁組あっせん」という。）を反復継続して行う行為をいう。以下同じ。）を行う者（以下「事業者」という。）が養親希望者又はその親族（以下「養親希望者等」という。）から受け取る金品に関して、児童福祉法（昭和22年法律第164号）で禁止される営利を目的とした養子縁組あっせんに該当するか否か判断する際には、「養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者等から受け取る金品に係る指導等について」（平成18年8月28日雇児福発第0828001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知。以下「旧課長通知」という。）により留意事項をお示ししているところである。今般、事業者において更に事業運営の透明性の確保や支援の質の向上が図られるよう、「養子縁組あっせん事業の指導について」（平成※※年※月※日雇児発※※※※第※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）を発出したことに伴い、事業者に指導する際に留意すべき事項を見直し、より適切な指導が行われるよう下記のとおり示すこととした。同事業を行う者に対して指導を行う場合には、下記の事項に留意し、同事業の適正かつ円滑な運営が図られるよう特段のご配慮を願いたい。

また、これに伴い、旧課長通知は廃止することとする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言に当たるものである。

記

第1 養子縁組あっせん事業の金品の取扱いの指導等の基本的な考え方について

事業者の金品の取扱いの調査・指導を行うに当たっては、局長通知第1にあるとおり、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）や児童福祉法（昭和22年法律第164号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定の趣旨を十分に踏まえ、事業者において個別の養子縁組あっせんの適切な実施が確保されることはもちろんのこと、事業運営に係る透明性が確保されるよう調査・指導等を行っていくことが必要である。

具体的には、個々の養子縁組あっせんについて、児童福祉法第34条第1項第8号で禁止されている営利を目的として養子縁組あっせんが行われていないかどうか調査・指

導等を行うとともに、社会福祉事業として社会福祉法の諸規定により求められている適切な事業運営が行われるよう、調査・指導等を行うことが必要である。

第2 養親希望者等からの金品の授受について

1 営利を目的とした養子縁組あっせん事業の禁止について

営利を目的として行う養子縁組あっせんは、児童福祉法第34条第1項第8号の規定により厳に禁止されるものであること。営利を目的としているかどうかについては、それぞれの事案ごとに事業者が養親希望者等から受け取った金品の額や支払われた状況、趣旨等を踏まえて個別的に判断する必要があるが、判断の際には次の事項を勘案すること。なお、事業者は、当該事業が専ら児童の福祉のために行われるものであり、当該事業の運営に当たっては社会福祉事業としての公益性や透明性を求められていることを十分に理解し、外形的に営利を目的としていると疑われるような事業運営を行ってはならないことに留意すること。

(1) 局長通知の第2(1)にあるように、個別の養子縁組あっせんに関連して、事業者が養親希望者等から受け取ることができるのは「交通、通信等に要する実費又はそれ以下の額」に限られ、それ以外の金品はいかなる名称であっても受け取ることができないものであること。

(2) 「交通、通信等に要する実費」(以下「実費」という。)の範囲はそれぞれの事案ごとに個別的に判断されるものであるが、個別の養子縁組あっせんの実施に当たり実際に要する次に掲げる費用を積算しても差し支えないものであること。

① 個別的に金額の計上が可能な次に掲げる費用については、実際にかかった費用
ア 実親への相談・支援に要した交通及び通信に要した費用(養子縁組が成立したケースについて、当該養子縁組に係る費用に限る。)

イ 養親希望者への研修、家庭調査及び相談・支援の実施、児童の安全確保や家庭調査の実施等の活動(以下「あっせんに係る活動」という。)に要した交通及び通信に要した費用

ウ 出産に要した費用(当該出産を扱う医療機関等が他の一般の分娩の際に請求する額を超えないこととし、実親が出産育児一時金等を利用して支払う場合には当該額を控除した額とすること。)

エ 養親希望者の児童の引き取りまでの間の養育等に要した費用(真に必要な費用に限ることとし、請求額を多くするために引き取りまでの期間を引き延ばすなど不適切な費用の請求はあってはならないこと。)

オ 家庭裁判所への提出書類作成費

カ 文書の翻訳料及びビザ申請書類作成費(国際養子縁組の場合に限る。)

キ 成長後の児童の相談・支援等に必要となる養子縁組あっせんに係る文書の保存に要する費用(確実に必要となる費用に限る。)

② 個別的に金額の計上が困難な次に掲げる費用については、前年度の費用や養親希望者等の延べ数を参考に、当該年度の養親希望者等の数の推計により按分する等、適切な方法によってあらかじめ算定した額

ア 実親への相談・支援に要した交通及び通信に要した費用(養子縁組が成立し

なかったケースに限る。)

イ 人件費又は物件費等の事業運営に必要な費用（ただし、あっせんに係る活動を実施するのに社会通念上適正な額に限る。）

(3) 養親希望者等に対し、実費以下の額を「養子縁組あっせんに必要な負担金」（以下「負担金」という。）として請求することは差し支えないが、請求にあたっては、次の事項の遵守を求めること。

① 請求する実費の呼称については、「養子縁組あっせんに必要な負担金」とし、請求されている金品がどの実費に充当されるものであるかが容易に理解できるものとするとともに、その内訳をあらかじめ養親希望者等に説明すること

② 実費として積算可能な事業運営に必要と認められる費用については、安定的な事業運営のため真に必要な費用に限定されるものであり、役員報酬や顧問料、過大な人件費等は認められないものであること。また、事業者にあつては、効率的な事業運営を行うことにより、事業運営費の抑制に努めることが望ましいこと

③ 養親希望者等に対して定額の負担金を請求する場合には、個別の養子縁組あっせんに係る実費の総額を上回ることがないように、当該負担金の額を設定すること

(4) 養子縁組あっせん終了後の親子に対し実施する相談・支援等に係る費用について、養親又は子に対し、実際にかかる費用を徴収することは差し支えないものであるが、請求にあたっては、(3)の①から③に掲げる事項の遵守を求めること。

2 寄付、会費等の取扱いについて

(1) 寄附金（支援金、謝礼等他の名目のものを含む。以下同じ。）とは、事業の趣旨や目的に賛同してその支援のために提供される金銭、物品その他経済的利益の贈与又は無償の供与を指すものであり、会費とは、目的を同じくする者同士が参集し行う会の開催や運営のために、出席者や会員が払う金銭等を指すものである。これらは任意のものに限られるものであり、個別の養子縁組あっせんに関連して請求され、又は支払われる「負担金」とは厳密に区別して取り扱うことが必要である。このため、寄附金若しくは会費の請求、又は受取りについては、次の事項について遵守するよう指導すること。

① 任意性が損なわれる可能性があることから、養親希望者等から「寄付金」や「会費」等の名目の金品を請求し、又は受け取ってはならず、寄附金又は会費の支払いや支払いの約束を養子縁組あっせんの条件としたり、優先的に養子縁組あっせんを行う条件としないこと。

② あっせんに係る費用と養親希望者等から受け取る金品の取扱いを明確にするため、負担金を「寄附金」や「会費」等の名目で請求しないこと。

(2) 家庭裁判所の審判等により養子縁組が成立し、当該養子縁組あっせんが終了した養親希望者等から寄附金又は会費を請求し、又は受け取る場合においても、請求し、又は受け取る金品が任意のものであることが確実に担保されるよう、次の事項について遵守するよう指導すること。

① 養子縁組成立後の親子への相談・支援や成長後の児童への相談・支援の実施の

条件として金品を請求し、又は受け取ってはならないこと。

- ② 養子縁組成立後の養親が、二人目以降の養子縁組あつせんを希望する場合は、任意性が損なわれる可能性があることから、当該者から金品を請求し、又は受け取ってはならないこと。

3 実親、養子縁組に至らなかった養親希望者等からの金品の授受

事業者が子の実親や、養子縁組に至らなかった養親希望者等に対し、実費、寄附金、会費等の名目により、金品を請求する場合には、養親希望者等から受け取る金品の範囲や留意事項等と同様の取扱いであるので留意すること。

第3 養子縁組あつせん事業における金品の取扱いの透明性の確保について

- (1) 社会福祉法第75条第1項及び第76条の規定により、社会福祉事業の経営者は、事業に関する情報提供や利用契約の申込み時における契約内容及びその履行に関する説明に努めることとされていることを踏まえ、事業者に対し、次の事項を指導すること。

- ① 養親希望者があらかじめ、事業者における負担金等の情報を入手できるよう、負担金の積算方法や金額の目安等を公表すること。
- ② 個別の養子縁組あつせんに関して養親希望者等から負担金を請求する場合には、当該養親希望者等に対し、かかった費用ごとに明細が記載された書面を示すこと。また、当該養子縁組あつせん終了後、養親希望者等に対して当該養子縁組あつせんにかかった実費及び負担金について書面にて報告すること。なお、事業者は、養親希望者等に対し、実費や負担金について説明することができる旨あらかじめ明示的に伝えるとともに、養親希望者等が実費や負担金についての説明希望を受け付ける窓口をあらかじめ設置の上周知し、説明を求められた場合には、真摯に説明を行うこと。

- (2) 事業者に対し、社会福祉法第70条に基づく調査を実施する際に必要な書類として、個別の養子縁組あつせんに係る契約書や当該養親希望者等への請求書、明細が記載された文書、実費の積算の根拠となる領収書その他当該養子縁組あつせんが適正に行われたことが証明できる書類を当該養子縁組あつせん終了後少なくとも5年間は保管するよう指導すること。

第4 事業者の金品の取扱いに係る調査・指導等の留意点について

- (1) 社会福祉法第70条に基づき事業者における金品の取扱いが適正になされているかどうかを調査する際には、第3の(2)により事業者に保管するよう求めた契約書や領収書等の書類を活用し、第2に基づき個別の養子縁組あつせんに係る実費の積算や負担金の徴収等の金銭の取扱いが適正になされているかどうか確認するとともに、第3に基づき事業運営に係る透明性が適切に担保されているかどうかを確認すること。
- (2) (1)による調査の結果、第2の1(2)に示した実費の範囲を超えて金品を請求又は受領していた場合は、当該請求又は受領に係る金品がいかなる名目のものであ

っても児童福祉法第34条第1項第8号の「営利を目的として、児童の養育をあっせんする行為」にあたる可能性があること。

- (3) また、当該請求が「営利を目的として、児童の養育をあっせんする行為」に当たる場合は、その事業に関し不当に営利を図ったものとして、社会福祉法第69条第1項の届出をした者については同法第72条第1項により、届出をしていない者については同条第3項により、社会福祉事業を經營することを制限し、又はその停止を命ずることができること。